

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

# 八王子車人形調査報告書





浄福寺城と西川古柳座付近の景観 右側奥に西川古柳座がある。平成21（2009）年1月12日撮影



西川古柳座外観 左よりカシラ部屋、稽古場、衣裳部屋  
平成28（2016）年12月2日撮影

西川古柳座稽古場入口外観  
公演時に幟を立てている様子。稽古場の舞台では公演も行われる。  
平成30（2018）年8月25日、西川古柳座集大成シリーズ



稽古場での練習風景  
五代目西川古柳（手前）  
が若手の座員への指導を  
行っている様子。



カシラ部屋収蔵手足  
棚の中に吊るされて保管されている。



カシラ部屋収蔵のカシラ  
専用の棚に収められている。

人形衣裳調査  
衣裳付けの様子。公演に合わせて五代目西川古柳  
が衣裳付けをし、人形を拵える。





横浜会館で行われた公演  
公演記録には、演目が三番叟、演者には  
瀬沼時太郎、吉田冠十郎他が出演したと  
されている。  
昭和5（1930）年3月8日撮影



二代目西川古柳時代の集合写真  
右より、下田喜一、丹沢彦太郎、河合幸三郎、  
丹沢秀、吉田冠十郎、瀬沼時太郎（二代目  
西川古柳）、瀬沼周助（三代目西川古柳）



人形手入れの様子  
写真人物は三代目西川古柳。



第一回文化財指定記念公演  
昭和31年に八王子市の文化財指定を受けての公演。  
昭和31（1956）年撮影



パレードの様子  
「祝 市制施行五十周年」と書かれた幕が巻かれている（左端が四代目西川古柳）。この前後にも他のパレードの自動車が続いている。  
昭和42（1967）年撮影

稽古場の柿落とし  
現在の西川古柳座稽古場の柿落としの様子。  
三番叟他、公演も行われた。左から五代目西川古柳、四代目西川古柳、五代目西川柳時。  
昭和60（1985）年10月12日撮影







人形内部の様子と構え方

右手で人形の右手、左手で首（かしら）と人形左手、両足で人形足を支えることで、一人で遣うことのできる構造となっている。人形遣いは五代目西川古柳。

「釣女」の一場面

太郎冠者（左 人形遣い 西川柳時）は釣り上げた醜女（しこめ）（右 人形遣い 西川柳澄之）から逃げようとするが。平成29（2017）年5月14日いちょうホール 保戸塚時久撮影



だてむすめこいのひがのこ

「伊達娘恋緋鹿子 火の見櫓の段」の一場面

お七は吉三郎のため、火刑覚悟で半鐘を打ち鳴らす決心をする。（人形遣い 五代目西川古柳）平成29（2017）年5月14日いちょうホール 保戸塚時久撮影





小学校のアウトリーチ授業の様子  
五代目西川古柳と座員が学校を訪問する機会が多いが、稽古場に隣接する恩方第一小学校の授業は、稽古場で行われた。児童は実際に車人形の体験も行う。



講座の指導風景  
生徒に指導を行っている。講座の最後には発表会が行われる。  
保戸塚時久撮影



襲名披露公演の練習  
右より、西川柳里美、西川柳翔、五代目西川柳玉、西川柳香。平成30（2018）年11月25日撮影





「第16回八王子車人形と民俗芸能の公演」於オリンパスホール  
東海道中膝栗毛 平成30年（2018）年11月11日撮影



子供



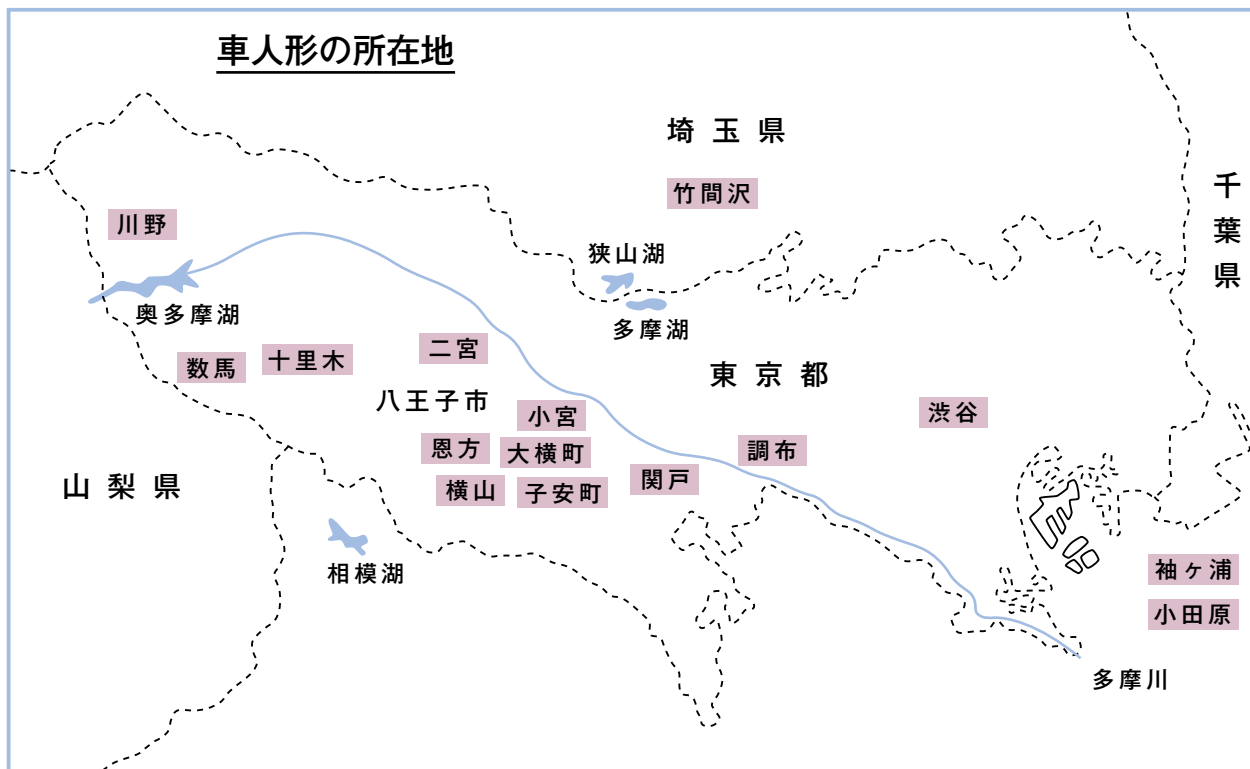
親父



弥次さん



喜多さん



車人形分布図  
原図『八王子車人形』（はちおうじ車人形研究会）



八王子市内における西川古柳座の位置



西川古柳誕生の地 石碑  
飯能市に昭和40（1965）年に建てられた石碑である。令和元（2019）年8月12日撮影

## はじめに

民俗文化財とは風俗慣習、民俗芸能、民俗技術など人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で人々の生活の推移を示すものであり、長年、人々の暮らしの中で継承されてきた尊いものです。

車人形はろくろ車を使った人形遣いが特徴的で、現在の埼玉県飯能市に生まれた初代西川古柳（にしかわこりゅう）によって、江戸時代末に考案されたと言われています。明治以降は、ここ八王子の地を中心に人々の生活の中で演じ親しまれ、今日では八王子を拠点としてさまざまな場所で行われている、本市を代表する民俗文化財の一つです。

この車人形を、本市では、昭和三十一（一九五六）年に、現在の指定無形民俗文化財に該当する「市技芸」の第一号に指定し、市の指定文化財に位置づけました。さらに、昭和三十七（一九六二）年三月三十一日には東京都の無形民俗文化財に指定され、その後、昭和五十八（一九八三）年五月六日に東京都指定無形文化財への種別・名称の変更を経て現在に至っています。

平成八（一九九六）年には文化財保護法に基づく国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択され、次世代へ伝承するべき貴重な文化財として位置づけられましたが、これまで体系的・網羅的な調査・研究は行われてきませんでした。

そこで、平成二十八（二〇一六）年度から調査事業に着手し、平成二十九（二〇一七）年度から「八王子車人形民俗文化財調査（祭り・行事を含む）事業報告書作成に係る検討会」を立ち上げて、座長の人形浄瑠璃を専門とする昭和女子大学の大谷津早苗先生を中心に本格的な調査・研究を行ってきました。この間、上演に欠かすことができない車人形の首や衣裳、説経本、西川古柳座所蔵資料などの他、現存する他の車人形の現況などについても調査・研究を重ね、民俗文化財としての意義を考察し、ここに調査報告書としてまとめました。

本調査報告書のまとめにあたっては、調査及び執筆にご尽力賜りました大谷津早苗先生をはじめとする先生方、文化庁、東京都教育庁の担当者の皆様から多くの御指導・御助言を賜りました。また、五代目家元の西川古柳氏をはじめとする車人形に関係する多くの方々にご協力をいただきました。本書の作成に関わっていただいた関係各位、関係機関の皆様に厚く感謝を申し上げます。

最後に、本書によって多くの方々には八王子車人形の素晴らしさを認識していただくとともに、郷土八王子を代表する民俗文化財として伝承される一助となることを祈念します。

令和二（二〇二〇）年三月

八王子市教育委員会 教育長 安間 英潮



# 目次

口絵	三
はじめに	一
目次	一
凡例	一四
<b>第一章 総説</b>	
第一節 日本の伝統人形芝居における車人形	一六
第二節 江戸系三人遣いと車人形	一九
<b>第二章 八王子車人形のあゆみ</b>	
第一節 幕末から明治までく八王子車人形以前	二六
第二節 大正末から昭和はじめまでく研究者と車人形	三四
第三節 戦後の車人形く八王子車人形の誕生	四〇
付 幕末から明治の車人形等に関する編年史料	四七
<b>第三章 八王子車人形の現況、記録</b>	
第一節 八王子車人形の操法	五八
第二節 八王子車人形の型	六七
第三節 実際の公演に見る芸態	七二
『信田妻 葛の葉 二度の子別れの段』の芸態	
第四節 八王子車人形の上演演目	八四
第五節 八王子車人形の舞台・公演場所	一〇二
第六節 用具類	一二〇
一 八王子車人形の首 <small>かしら</small>	一二〇
二 人形衣裳	一四二
三 西川古柳座所蔵のろくろ車の記録	一五八
四 大道具・小道具	一六九

第七節	公演記録	一八五
第八節	西川古柳座について	二二一

<b>第四章</b>	<b>各地の車人形</b>	二一八
------------	---------------	-----

## **第五章 論考**

第一節	車人形と碁盤人形	二三六
	―車人形の創始をめぐって―	
第二節	寄席における車人形の興行	二四三
	―初代西川古柳と吉田冠十郎―	
第三節	説経節の展開と車人形	二五三
	―明治以降を中心に―	
第四節	江戸から明治における八王子周辺の人形芝居	二六六
	―「石川日記」からその伝承基盤を考える―	
第五節	八王子車人形の首 <small>かしら</small> について	二八一
第六節	八王子車人形の衣裳	二九五
	―車人形の衣裳制作と衣裳付けの方法から―	
第七節	八王子車人形のろくろ車と各地の車人形のろくろ車	三〇七
第八節	説経節『道中膝栗毛 赤坂並木の段』を巡って	三二六
	―詞章研究その二・説経節小論―	

<b>第六章</b>	<b>八王子車人形の特色と価値</b>	三四二
------------	---------------------	-----

付録資料		三四八
------	--	-----

新聞記事等一覧		三四八
視聴覚資料・付録DVD概要		三四八
八王子車人形関連文献一覧		三四八
<b>事業概要</b>		三六八

事業関係者一覧		三六八
調査経過		三六八
資料提供者及び調査協力者・協力機関一覧		三六八

## 凡例

本報告書は、平成八（一九九六）年に国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択された「八王子車人形」について、平成二十九（二〇一七）年度から令和元（二〇一九）年度に実施した調査結果をまとめたものである。調査及び報告書の作成にあたっては、文化庁の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金を活用した。

本文中に使用されている写真は、ことわりがない限り本報告の調査時に撮影したものである。

資料写真の一部は(株)タケミアートフォト、(株)堀内カラーに委託した。

八王子車人形の保持者である西川古柳座の家元西川古柳氏については、襲名制であるため、本文中では人物を明確にすることを意図して、節の初出に限り何代目かに加え芸名（本名）で表記した。

二代目西川古柳（瀬沼時太郎）については、没後に二代目を襲名したため存命中は正確には二代目西川古柳ではないが、本報告書では混乱を避けるため、表記は二代目西川古柳（瀬沼時太郎）で統一した。

八王子車人形に関する用語について、表記の仕方が複数存在する場合がありますが、本報告書では「首<sup>かしら</sup>」「衣裳」「ろくろ車」「説経節」と統一の表記とした。

人名の敬称は原則として省略した。

本文中は常用漢字・現代仮名遣いを原則として用いた。ただし、地名・人名などの固有名詞や引用文、特殊な学術用語などについては、その限りではない。なお読みにくいと思われる語句については適宜読み仮名を付した。

図、写真、表については、章ごとに章番号と通し番号を枝番で表記し、適宜本文中の対応個所に【】を用い、番号を付した。また本文・キャプション中には出典情報を記載した。

引用は「」内に記述するか、長文におよぶ場合には、本文より二字下げにして記述した。出典元は引用の直後に「」をつけて記載した。

本文中に差別的表現や不適当な表現がみられる場合もあるが、民俗を記録する立場としてそのまま記述した。これを持って差別を助長させることを容認するものではない。

本文中に不快と思われる表記もあるが、報告書という性格から伝承を尊重し削除をしなかった。

限られた条件での調査のため、調査員の誤認や誤記があればお詫びし、今後補完していききたい。

調査にあたっては、文化庁文化財第一課芸能部門文化財調査官金子健氏、東京都教育庁地域教育支援部管理課文化財調査担当課長代理 原眞麻子氏、同学芸員 宮前 功氏に御指導いただき、また五代目西川古柳氏をはじめ西川古柳座の座員の方々など多くの地域の方々々に御助言・御協力を賜った。